

○財務省告示第百六十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のようない告示する。

平成三十年六月二十九日

財務大臣 麻生 太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別
表第一の六の項名

輸入数量

	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
一五															
八五トン	八二、七〇八トン	二一四、五五〇トン	八四七、二二二トン	一一、二一八トン	三、三〇四トン	五七三トン	四、〇六七トン	二九七トン	一トン	一トン	一〇トン	四、一二〇トン	〇トン	一八トン	〇トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二〇	一九	一八	一七	一六
五六トン	○トン	三四四トン	一八トン	○トン	一七トン	二〇トン	六六トン	七、六二五トン	二六二トン	二八トン	一、三七九トン	一六、八三九トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量か

ら同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名		輸入数量
一四	一三	
		八四七、一二二トン 四九、二三三六トン